

chapter_2

2. 介護保険制度の理念

9

介護保険制度の基本理念

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態、又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、**必要な保険給付を行う**ものとする。

2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮して**行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供される**よう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする**。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

10

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

尊厳を保持しながら、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むように・・・

- 尊厳の保持⇒意思決定の尊重（意思決定支援の重要性）
- 有する能力に応じたケアの実践（残存能力と潜在能力を勘案）
- みんなで支える公的保険制度であることについて、理解の促し

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態、又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、**必要な保険給付を行うものとする。**

2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮して**行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、**総合的かつ効率的に提供される**よう配慮して行われなければならない。


4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

- 必要な保険給付の検討
 - ▶ 皆さんは、どのようにしてこの検討を行っていますか？
- 要介護状態等の軽減又は悪化の防止
 - ▶ 予後予測の視点をどのように捉えていますか？
- 医療との連携に十分な配慮
 - ▶ どのような場面で医療との連携を意識しますか？
- 総合的かつ効率的
 - ▶ 被保険者の選択ができるような情報提供をどう工夫していますか？
- 在宅での生活
 - ▶ 可能な限り継続していくためにはどのような支援が大切ですか？

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする。**

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

- 
- 要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努めるとい国民の努力義務について、どのように利用者及び家族に説明していますか？
 - 要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーション、その他、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの利用を行うことについて、どのように利用者及び家族に説明していますか？
 - 要望の強い利用者及び家族に対して、共同連帯の理念や費用の公平負担について、どのように説明していますか？

